

（長さ、幅及び高さ）

第1条 次の表の第1欄に掲げる自動車については、同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)第6条第1項第3号、第84条第1項第3号及び第162条第1項第3号 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)第2条第2項	換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態 換気装置 告示で定める状態	換気装置並びに腕木式方向指示器については、これらの装置を閉鎖又は格納した状態 換気装置、腕木式方向指示器 告示で定める状態(腕木式方向指示器にあっては、作動した状態)

2 平成22年3月31日以前に製作された自動車については、細目告示第6条第2項第2号、第84条第2項第2号及び第162条第2項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成20年国土交通省告示第1217号)による改正前の細目告示第6条第2項第2号、第84条第2項第2号及び第162条第2項第2号の規定により測定した値とすることができる。